

第14回 健康支援セミナー

労働安全衛生法改正からみた令和8年度の取組課題

日時：令和8年2月5日（木）10:30～

場所：アートホテル 3階鳳凰の間

厚生労働省 岩手労働局
労働基準部 健康安全課
瀧 磯 寿

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1 労働安全衛生法の改正(R7)

- ・労働安全衛生規則の改正(R7)

2 リスクアセスメント対象物の自主点検

資料 岩手県内の健康診断結果

〃 熱中症の発生状況

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働安全衛生法の改正(R7)



改正の概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html

1 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

注文者等の配慮、元方事業者等への措置義務対象の拡大、災害報告制度等

2 職場のメンタルヘルス対策の推進

3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

営業秘密成分の代替名による通知、個人ばく露測定の精度担保等

4 機械等による労働災害防止の促進等

特定機械等の製造許可等の制度見直し、特定自主検査及び技能講習の不正防止対策

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

(労働施策総合推進法)

6 治療と仕事の両立支援の推進

※令和8年1月1日から段階的に施行されます。(一部は令和7年5月14日施行済み)

労働安全衛生法の改正(R7)

(1)職場のメンタルヘルス対策の推進(ストレスチェックの義務化)・3年以内に施行

現行のストレスチェック制度は平成27年12月から

- ・労働者50人以上の事業場に対して義務付け
- ・労働者50人未満の事業場は、努力義務



労働者50人未満の事業場は、義務

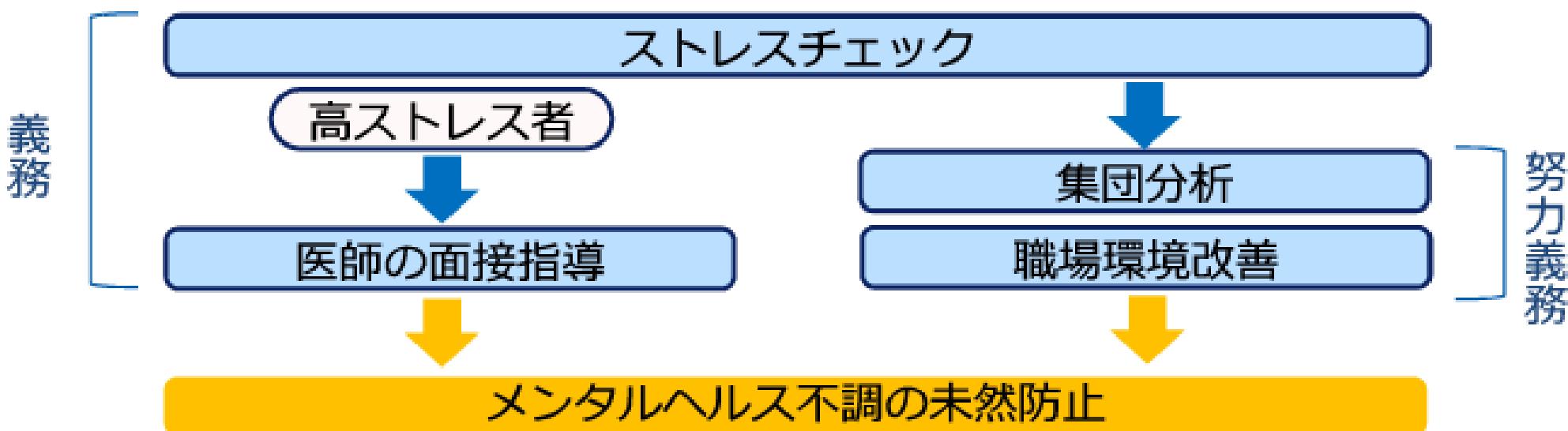
施行日は、3年以内

(公布(令和7年5月14日)後3年以内に政令で定める日から施行)

労働安全衛生法の改正(R7)

(1)職場のメンタルヘルス対策の推進(ストレスチェックの義務化)・・3年以内に施行

ストレスチェック制度の流れ



<岩手県内の状況>

ストレスチェック実施事業場における実施率 R6: 81.3%

面接指導実施率 R6: 0.3%

集団分析の実施率 R6: 83.5%

労働安全衛生法の改正(R7)

(2)高年齢労働者の労働災害防止の推進 …R8.4.1施行

厚生労働省において「高年齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会」を設置し、指針案を検討。



「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の項目や内容を基本とし、一部を通達により示す。

指針は令和8年3月頃。

労働安全衛生法の改正(R7)

(2)高年齢労働者の労働災害防止の推進 …R8.4.1施行

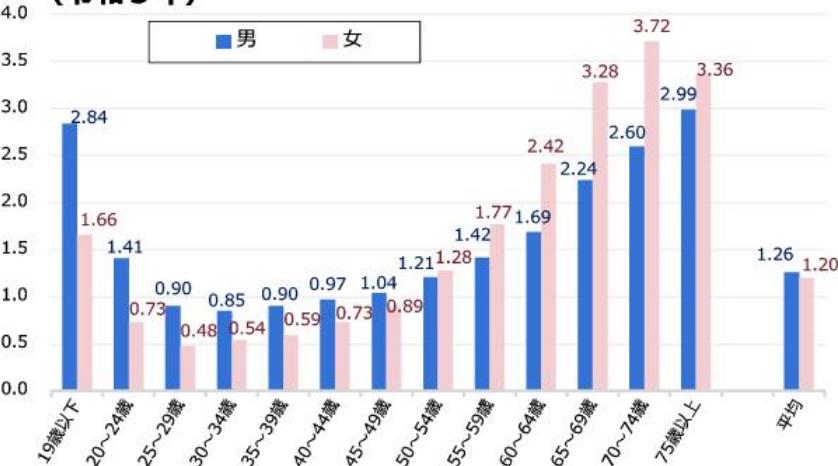
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう

※エイジフレンドリーとは「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉で、WHOや欧米の労働安全衛生機関で使用されています。

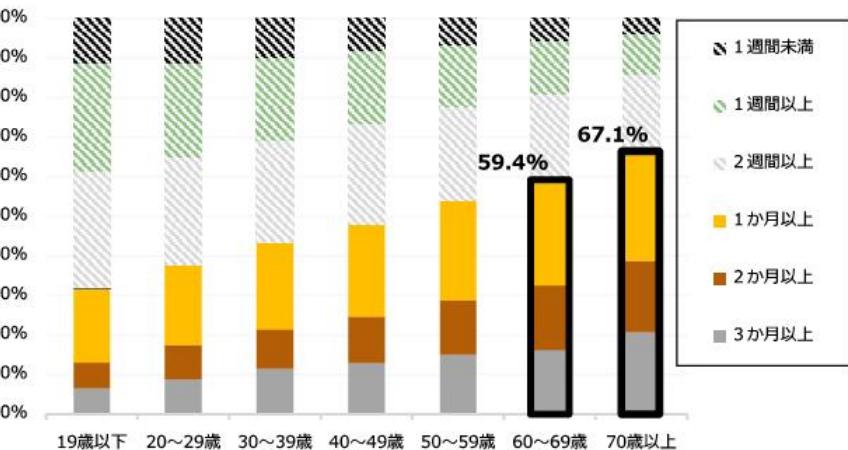


高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

年齢層別 労働災害発生率（休業4日以上死傷度数率）
(令和5年)



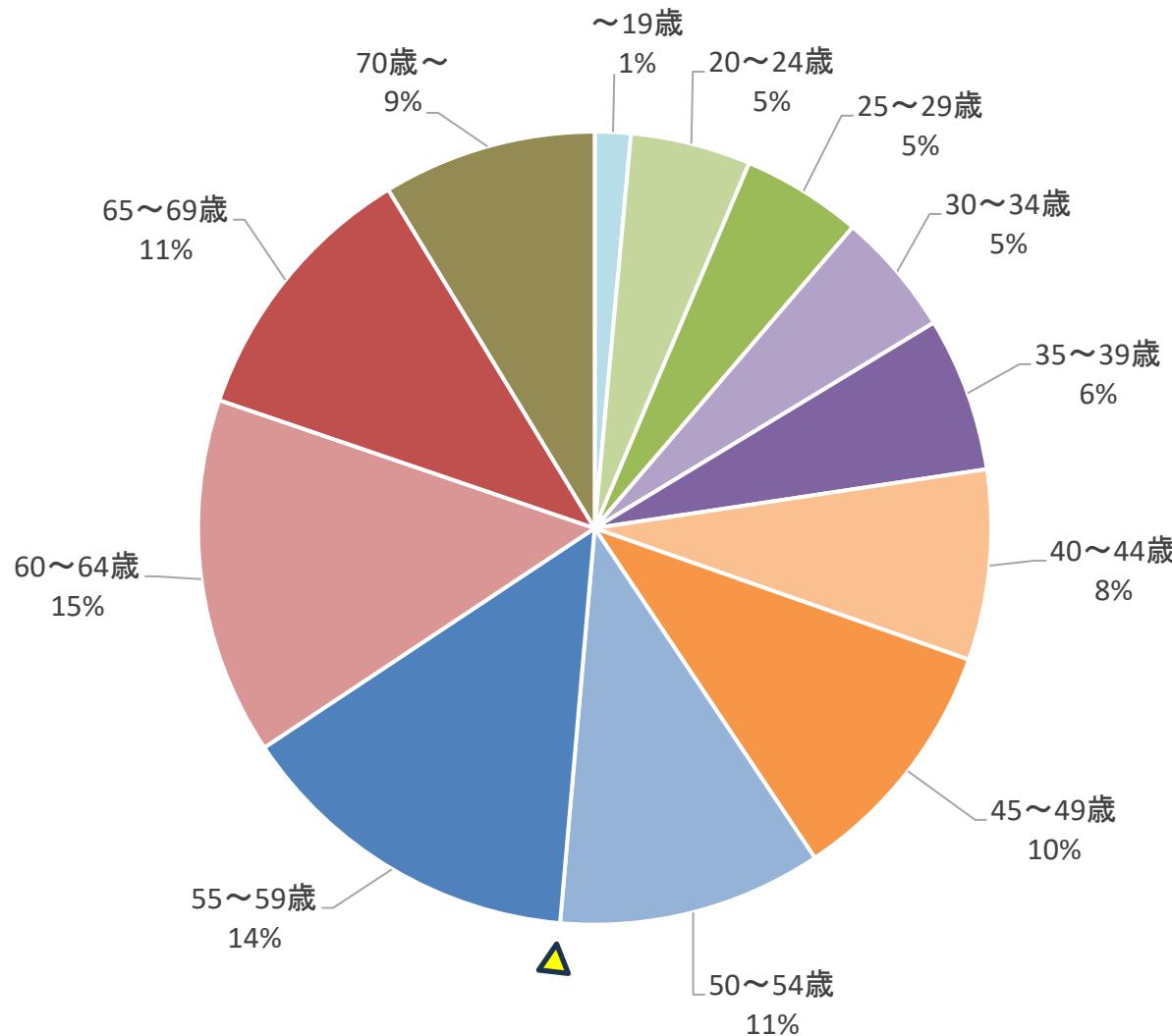
年齢層別 労働災害による休業見込み期間（令和5年）



*度数率 = 労働災害による死傷者数/延べ実労働時間数×1,000,000

労働安全衛生法の改正(R7)

令和6年労働災害の年齢構成



55歳以上は、
全体の49%
を占める

(3)治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援は令和8年4月1日から、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(労働施策総合推進法)で努力義務となります。



治療と仕事の支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>



岩手県内の相談先一覧
[PDF 32KB]



労働安全衛生規則の改正(熱中症)

基本的な考え方



現場の実態に
即した
具体的な対応

1 「熱中症の自覚症状がある作業者」や 「熱中症のおそれがある作業者を見つ けた者」が

その旨を**報告するための**

体制整備及び関係作業者への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパティ制の採用、
ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡
などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握
するように努めましょう。

2 热中症のおそれがある労働者を把握した場合に 迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の**連絡先**及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化
を防止するために必要な**措置の実施手順**（フロー図①を参考例として）の作成及び関係作業者への周知

※参考となるフロー図を現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、
上記対応を講じることとします。

対象となるのは
全業種の

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

事業場における報告先の掲示例

熱中症発生時(疑いを含む)の報告先

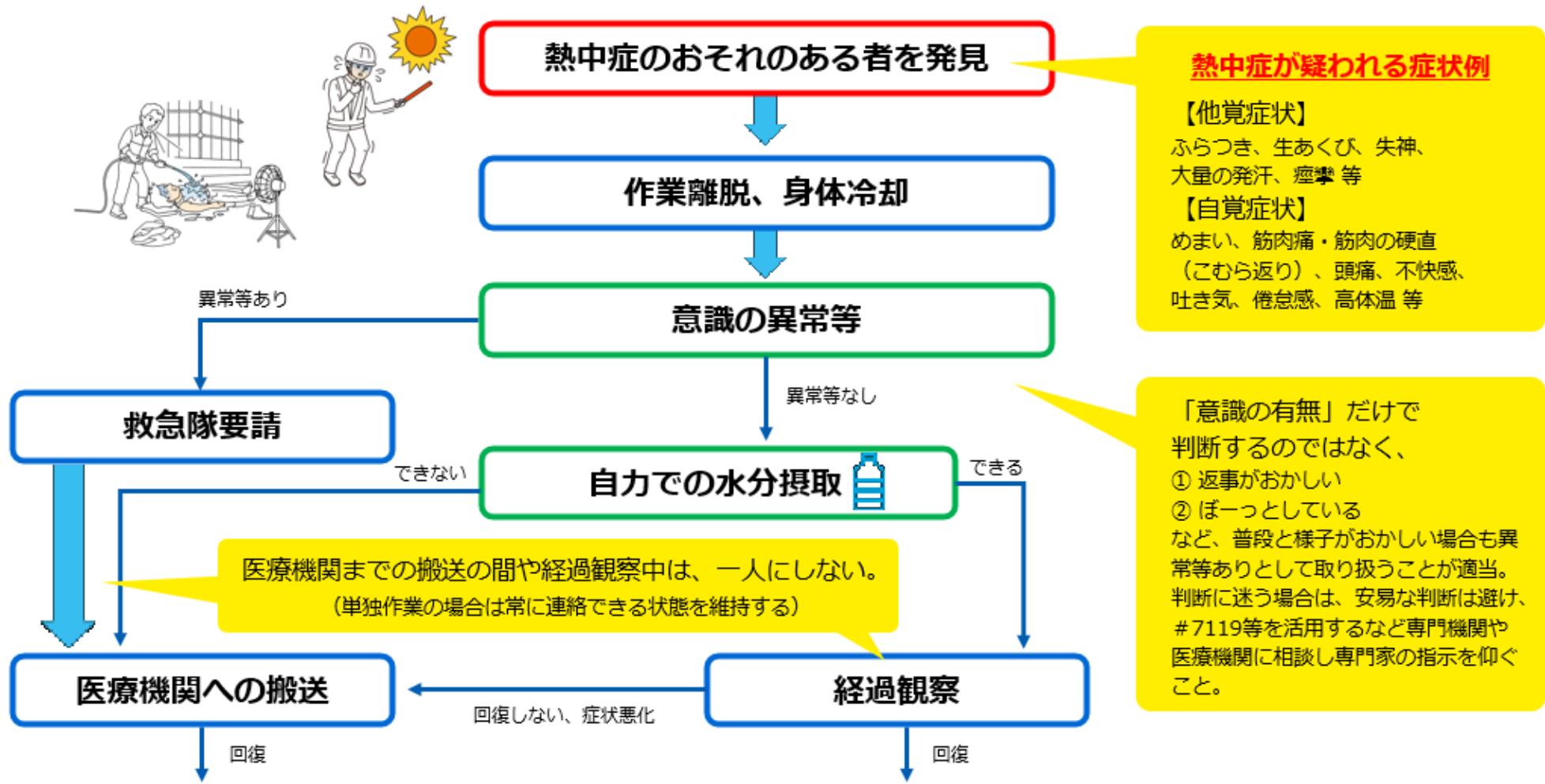
責任者 ○○○○ (電話○○○-○○○○-○○○○)

代理 ○○○○ (電話○○○-○○○○-○○○○)

- 「[労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について\(令和7年5月20日付け基発0520第6号\)](#)」

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

2

リスクアセスメント対象物の 自主点検

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

事業場で使っている化学物質

例えばこんな製品を使っていませんか？？

接着剤、シール剤	吸着剤	芳香剤、消臭剤	凍結防止剤	合金
消毒剤、害虫駆除剤		コーティング、塗料、うすめ液、ペイントリムーバー		
充填剤、しつくい、粘土	爆薬	肥料	燃料	
表面処理剤(めっき処理剤)		熱媒	油圧液	インク、トナー
pH調整剤、凝集剤、沈降剤、中和剤		実験用化学物質		染色剤、仕上げ剤
潤滑剤、グリース、剥離剤		植物保護剤		化学薬品
写真現像等に使用する薬品		研磨剤、コンパウンド		漂白剤※
洗濯用洗剤、洗浄剤	硬水軟水化剤		水処理用化学製品	
溶接剤、はんだ付け製品(フラックスコーティングまたはフラックスコアを含む)、フラックス製品				
抽出剤	防さび剤	発泡剤		

※台所用漂白剤ではなく [業務用]

事業場で使っている化学物質

例えば化学物質を使ったこんな作業をしていませんか？？

- | | | | |
|--|---------------------------|--------------------------|----|
| 化学物質の合成、調合、混合 | カレンダー加工 | 染色 | 散布 |
| 印刷、現像 | 金属粉製造 | 化学物質を使用した実験 | |
| スプレー剤の使用(空中分散、表面コーティング、接着、つや出し、洗浄、吹き付け等のための噴霧) | | | |
| 発泡樹脂製造(発泡処理) | | | |
| 化学物質を用いた洗浄、清掃、漂白、消毒、駆除 | | ローリング(圧延) | |
| 化学物質の移し替え、充填、計量、サンプリング | | ブラッシング | |
| 浸漬処理 | 圧縮成形、押し出し成形、ペレット化等を含む成形作業 | | |
| 油分の塗布、塗り込み | 塗装/塗膜の剥離 | | |
| 化学物質を用いた修理修復やメンテナンス | | | |
| 製品の切断、冷間圧延、組み立て/分解 | | | |
| 鋳造、溶融固体の使用 | | 熱間圧延、加熱形成、研削、機械的切断、掘削、研磨 | |
| 溶接、はんだ付け、切削、ろう付け、フレーム切断 | | | |

参考: SDS(安全データシート)例

安全データシート																			
(GHSラベル要素絵表示)																			
	アルファ-メチルスチレン																		
1. 化学品等及び会社情報 <p>化学品等の名称 製品コード 会社名 住所 電話番号 ファックス番号 電子メールアドレス 緊急連絡電話番号 推奨用途及び使用上の制限</p>	<p>作成日 2008年1月 改訂日 2010年1月</p> <p>アルファ-メチルスチレン (alpha-Methyl styrene) H27-B-036 ○○○○株式会社 東京都△△区△△町△丁目△△番地 03-1234-5678 03-1234-5678 連絡先@検査.or.jp 03-1234-5678 ABS(アクリロニトリルブタジエンスチレン)樹脂の耐熱・耐衝 強化剤重合原料、ポリエステル樹脂・アルキッド樹脂改良剤 料、NITE初期リスク評価書: ABS樹脂の耐熱・耐衝撃性強 剤、化学工業日報社</p>																		
2. 危険有害性の要約 <p>GHS分類 (分類実施日) (物化危険性及び健康有害性)</p> <p>物理化学的危険性</p> <p>健康に対する有害性</p>	<p>H28.0 3.18、政府向けGHS分類ガイド(H25年度改訂版)による 使用 GHS改訂4版を使用</p> <table> <tbody> <tr> <td>引火性液体</td> <td>区分 3</td> </tr> <tr> <td>自己反応性化成品</td> <td>タイプG</td> </tr> <tr> <td>皮膚腐食性／刺激性</td> <td>区分 2</td> </tr> <tr> <td>眼に対する重篤な損傷性／眼</td> <td>区分 2B</td> </tr> <tr> <td>刺激性</td> <td>区分 2</td> </tr> <tr> <td>発がん性</td> <td>区分 3 (気道刺激性、麻醉作用)</td> </tr> <tr> <td>特定標的臓器毒性 (単回ばく露)</td> <td>区分 1 (肝臓)、区分 2 (呼吸器)</td> </tr> <tr> <td>特定標的臓器毒性 (反復ばく露)</td> <td>区分 1</td> </tr> <tr> <td>吸引性呼吸器有害性</td> <td>吸引性呼吸器有害性</td> </tr> </tbody> </table>	引火性液体	区分 3	自己反応性化成品	タイプG	皮膚腐食性／刺激性	区分 2	眼に対する重篤な損傷性／眼	区分 2B	刺激性	区分 2	発がん性	区分 3 (気道刺激性、麻醉作用)	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 1 (肝臓)、区分 2 (呼吸器)	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分 1	吸引性呼吸器有害性	吸引性呼吸器有害性
引火性液体	区分 3																		
自己反応性化成品	タイプG																		
皮膚腐食性／刺激性	区分 2																		
眼に対する重篤な損傷性／眼	区分 2B																		
刺激性	区分 2																		
発がん性	区分 3 (気道刺激性、麻醉作用)																		
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 1 (肝臓)、区分 2 (呼吸器)																		
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分 1																		
吸引性呼吸器有害性	吸引性呼吸器有害性																		
	<p>11. 有害性情報</p> <p>急性毒性 経口</p> <p>特定標的臓器毒性(反復ばく露)</p> <p>GHS 分類: 区分外 ラットのLD50値として、4,900 mg/kgで2件 (PATTY (6th, 2012)、NTP TR 543 (2007)、環境省リスク評価第4巻 (2005)、SIDS (2002)、DFGOT vol. 15 (2001)) 及び4,900~5,900 mg/kg (NITE初期リスク評価書 (2008)) と、合計3件の報告があり、いずれも区分外に該当する。なお、2件が国連分類基準の区分5に該当するので、区分外 (国連分類基準の区分5) とした。</p> <p>GHS 分類: 区分1 (肝臓)、区分2 (呼吸器、腎臓) ヒトについては、肝機能障害、ビタミンB12の欠乏、免疫学的変化の報告がある (NITE初期リスク評価書 (2008))。 実験動物では、ラットを用いた反復投与毒性・生殖発生毒性併合試験 (OECD TG422)において、区分2の範囲である200 mg/kg/day (90日換算値: 雄95.6 mg/kg/day、雌91.1~100 mg/kg/day) でALT増加、肝臓・腎臓の絶対及び相対重量増加、肝細胞の好酸性変化、尿細管上皮の空胞化 (雌) がみられた (厚労省既存化学物質毒性データベース (Access on July 2015))。</p> <p>マウスを用いた14週間吸入毒性試験において、区分2の範囲である75 ppm (ガイドライン 値換算: 0.27 mg/L) 以上で鼻腔の嗅上皮の萎縮・化生、ボーマン腺の萎縮又は過形成、150 ppm (ガイドライン 値換算: 0.27~0.53 mg/L) で鼻腔の嗅上皮の硝子変性、ラットを用いた吸入経路による2年間発がん性試験において区分2の範囲である100 ppm (0.48 mg/L) で嗅上皮の基底細胞の過形成、マウスを用いた吸入経路による2年間発がん性試験において区分2の範囲である100 ppm (0.48 mg/L) で嗅上皮の化生・腺の過形成がみられている (NTP TR 543 (2007))。</p> <p>以上からヒトで肝臓への影響がみられ、実験動物において区分2の範囲で鼻腔、肝臓、腎臓に影響がみられている。</p> <p>したがって、区分1 (肝臓)、区分2 (呼吸器、腎臓) とした。</p> <p>なお、旧分類ではラットにおける腎臓の影響は雄ラット特有の所見として否定していたが、雌ラットにおいても腎臓に影響がみられていることから腎臓を標的臓器とした。また、ラットでみられた肝臓の影響についても適応反応として否定していたが、同試験において肝細胞の脂肪滴の消失、トリグリセライドの減少、腎臓の尿細管上皮の脂肪化、副腎束状帯の脂肪滴の増加等、脂質代謝への影響がうかがわれるのこと、ヒトでの所見の報告があることから肝臓を標的臓器とした。</p> <p>GHS 分類: 区分1 炭化水素であり、HSDB (Access on August 2015) に収載された数値データ (粘性率: 0.940 mPa·s (20 °C)、密度 (比重): 0.9106) より、動粘性率が 1.03 mm²/sec (20 °C) と算出されることから、区分1とした。</p>																		

化学物質の取扱等に関する自主点検

検索サイトのキーワード

岩手労働局 リスクアセスメント 自主点検



検索結果の例 (Google)

岩手労働局 リスクアセスメント 自主点検

X

AI モード すべて ニュース ショッピング 画像 動画 ショート動画 もっと見る ▾ ツール ▾

厚生労働省
<https://jsite.mhlw.go.jp> › ... › 安全衛生関係

自主点検 ←

各労働基準監督署から送付された「化学物質の取扱等に関する自主点検の実施について（依頼）」に基づく自主点検は、こちらから → リスクアセスメント対象物を取扱ってい ...

厚生労働省
<https://jsite.mhlw.go.jp> › shokubanokankyouseibi

職場の環境整備 | 岩手労働局

gif リスクアセスメント等関連資料・教材一覧（厚生労働省へ）.icon06.gif 派遣 ... 点検のチェックリストとして活用できるリーフレット）.労働衛生関係.icon06 ...

化学物質の取扱等に関する自主点検

自主点検

化学物質の取扱等に関する自主点検の実施

各労働基準監督署から送付された「化学物質の取扱等に関する自主点検の実施について（依頼）」に基づく自主点検は、[こちらから→](#)



リスクアセスメント対象物を取扱っていない場合でも、回答にご協力をお願いします。

まずは 化学物質について 確認してみましょう

- 使っている製品や作業に化学物質が使われているかも [→確認してみる](#)
- この化学物質はリスクアセスメント対象物に該当するの？
職場のあんぜんサイトから探す [→確認してみる](#)
- 「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの・製品」とは？ [→確認してみる](#)
- 化学物質のリスクアセスメントとは [→確認してみる](#)
- 化学物質対策に関するQ&A [→確認してみる](#)

化学物質の取扱等に関する自主点検

化学物質の製造又は取扱いに関する自主点検の実施について

～ 化学物質等のリスクアセスメント等の実施に関する自主点検表 ～

次のものをお手元にご準備願います。

○封筒の宛名ラベルの事業場名の下に記載されている番号

例 01-123

020-8522

盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号

サンプル事業場名 御中

01-123

← この番号

○リスクアセスメント対象物のSDS及び取扱量が分かる資料

- ・最も多く取り扱っている、又は、リスクが高い化学物質等を5種類選定
- ・6種類以上の場合には、種類の総数

まずは 化学物質について 確認してみましょう

○こんな製品や作業に化学物質が使われているかも → [確認してみる](#)(ケミサポ)

○この化学物質はリスクアセスメント対象物に該当するの? → [確認してみる](#)(職場のあんぜんサイト)

○「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの・製品」とは? → [確認してみる](#)(厚生労働省)

○がん原性物質に該当する? → [確認してみる](#)(職場のあんぜんサイト-がん原性指針対象物質)

○濃度基準値設定物質に該当する? → [確認してみる](#)(職場のあんぜんサイト-濃度基準値等)

リスクアセスメント対象物を取扱っていない場合でも、回答にご協力をお願いします。

▶ 自主点検を開始する ◀



化学物質の取扱等に関する自主点検

化学物質等のリスクアセスメント等の 実施に関する自主点検表

■基本項目	
番号【必須】	※封筒の宛名ラベルに記載されている10文字以内の番号（ハイフン含む）を入力してください。記入例：0X-XXXX <input type="text"/>
事業場名【必須】	<input type="text"/>
所在地の所轄監督署【必須】	<input type="button" value="▼"/>
業種【必須】	<input type="button" value="▼"/>
労働者数【必須】	<input type="button" value="▼"/>

今回限りの番号

◀戻る 次へ▶

盛岡 01-080205

一関 05-080205

宮古 02-080205

二戸 06-080205

花巻 03-080205

大船渡 07-080205

釜石 04-080205

※この番号の有効期限は、監督署
から案内が届くまでです。

化学物質の取扱等に関する自主点検

化学物質等のリスクアセスメント等の 実施に関する自主点検表

1. 製造又は取り扱う化学物質

1-①リスクアセスメント対象物(化学物質、化学物質を含む製品)を製造していますか【必須】

※製造とは、化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも製造に該当します。

製造している→はい 製造していない→いいえ

はい いいえ

2-②リスクアセスメント対象物(化学物質、化学物質を含む製品)を業務で取り扱っていますか【必須】

取り扱っている→はい 取り扱っていない→いいえ

主として一般消費者の生活の用に供するためのもの、製品のみを使用している場合は、一般消費者の用品を選択してください。

はい いいえ 一般消費者の用品

◀戻る 次へ▶

※製造も取り扱いもしていない場合には、「いいえ」を選択して次に進んでください。

※**製造していない**及び**取扱っていない**又は**一般消費者の用品**を選択した場合には
自主点検は終了です。

化学物質の取扱等に関する自主点検

化学物質等のリスクアセスメント等の 実施に関する自主点検表

6.皮膚等障害化学物質の取り扱い	
6 皮膚等障害化学物質を取り扱う場合、不浸透性の保護具を着用させていますか。 【必須】	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> はい(業種別マニュアルに従い措置している) <input type="radio"/> いいえ
7.対象物を小分けにして保管する場合	
7 リスクアセスメント対象物を小分けにして保管する際は当該物の名称と人体に及ぼす作用について、容器等に表示する等により、当該物を取り扱う者に明示していますか。 【必須】	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ <input type="radio"/> 小分け作業がない
8.請負人に対する情報提供	
8 リスクアセスメント対象物を製造し又は取り扱う設備に係る改造、修理、清掃等(当該設備を分解する作業又は当該設備の内部に立ち入る作業に限る)の注文がある場合に、当該注文の請負人に対し、当該リスクアセスメント対象物の有害性等の情報を文書交付等により通知していますか。 【必須】	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ <input type="radio"/> 対象となる請負注文がない
9.労働者の雇入れ時の教育	
9 労働者の雇入れ時に化学物質の危険有害性に関する事項等を教育していますか。 【必須】	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
以上で点検項目は終了です。実施できていない事項については、 職場のあんぜんサイト ・ ケミサポ を参考にして、改善に取り組んでください。 次のページで点検結果を確認できます、印刷して保管してください。	

最終ページ

化学物質の取扱等に関する自主点検

化学物質等のリスクアセスメント等の
実施に関する自主点検表

2025年10月31日(金)	
番号【必須】	01-071110
事業場名【必須】	岩手労働局メンテナンス
所在地の所轄監督署【必須】	盛岡監督署
業種【必須】	ビルメンテナンス業
労働者数【必須】	50~99人
1-①リスクアセスメント対象物(化学物質、化学物質を含む製品)を製造していますか【必須】	いいえ
2-②リスクアセスメント対象物(化学物質、化学物質を含む製品)を業務で取り扱っていますか【必須】	はい
1-2①化学物質の取り扱い数【必須】	1種類
最も多く取り扱っている、またはリスクが高い化学物質等の名称等【必須】	水酸化カリウム、1310-58-3、洗浄剤、約20kg/月
最も多く取り扱っている、またはリスクが高い化学物質等の使用頻度【必須】	毎日
2番目に多く取り扱っている、またはリスクが高い化学物質等の名称等	
2番目に多く取り扱っている、またはリスクが高い化学物質等の使用頻度【必須】	
3番目に多く取り扱っている、またはリスクが高い化学物質等の名称等	
3番目に多く取り扱っている、またはリスクが高い化学物質等の使用頻度【必須】	
4番目に多く取り扱っている、またはリスクが高い化学物質等の名称等	
4番目に多く取り扱っている、またはリスクが高い化学物質等の使用頻度【必須】	
5番目に多く取り扱っている、またはリスクが高い化学物質等の名称等	
5番目に多く取り扱っている、またはリスクが高い化学物質等の使用頻度【必須】	
1-2③がん原性物質を製造又は取り扱っていますか【必須】	はい
1-2④濃度基準値設定物質を製造又は取り扱っていますか【必須】	はい
1-2⑤化学物質等(又は化学物質等を含む製品)を他の事業者に譲渡・提供・販売していますか【必須】	はい
1-2⑥譲渡する化学物質等(又は化学物質等を含む製品)にラベル表示を行い、安全データーシート(SDS)等を譲渡・提供・販売先に通知していますか【必須】	はい

2①化学物質管理者を選任し、化学物質等の危険性又は有害性等の調査等の実施に関する技術的事項の管理を行わせていますか【必須】	はい
2②選任する化学物質管理者に必要な講習を受講させていますか【必須】	はい
2③選任した化学物質管理者の氏名を見やすい箇所に掲示するなどにより、労働者に周知していますか【必須】	はい
3①リスクアセスメントの結果の指置として保護具を着用させる場合、必要な知識を有する保護具着用管理責任者を選任し、i 適正な保護具の選択、ii 保護具の適正な使用、iii 保護具の保守管理に関する事項を管理させていますか【必須】	はい
3②選任した保護具着用管理責任者の氏名を見やすい箇所に掲示するなどにより、労働者に周知していますか【必須】	はい
4①衛生委員会(又は安全衛生委員会)の運営規程等に、調査審議事項として化学物質のリスクアセスメント等に関する規定を定めていますか【必須】	はい
4②安全衛生委員会において、リスクアセスメント等の実施状況、結果に基づく措置の実施状況、リスクアセスメント健康診断の実施状況等、今後の予定等について調査審議していますか【必須】	はい
5①労働者への危険が予測される作業、化学物質等を選定し、作業標準、機械設備等の仕様書、SDS等の資料・情報を入手し、危険性又は有害性の特定を行っていますか【必須】	いいえ
5②「以下に該当する場合に、リスクアセスメントを実施していますか。(又は実施することにしていませんか?)」 a リスクアセスメント対象物を原材料として新たに採用し、又は変更するとき b リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う業務に係る作業の方法・手順を新規に採用し、又は変更するとき c リスクアセスメント対象物による危険性・有害性について変化が生ずるおそれがあるとき -過去に提供された安全データシート(SDS)の危険性又は有害性に係る情報が変更されたとき -濃度基準値が新たに設定されたとき又は当該値が変更されたとき	いいえ
5③特定された危険性又は有害性についてリスクの見積もりを行っていますか。	いいえ
5④濃度基準値設定物質を製造又は取り扱っている場合、リスクアセスメント等において、労働者のばく露濃度が基準値以下であることを確認していますか。	いいえ
5⑤リスクアセスメント見積もりの過程において、数理モデル等による推計ばく露濃度が濃度基準値1/2を超えており、測定により、濃度基準値以下であることを確認していますか。	いいえ
5⑥リスクアセスメントの結果を踏まえ、リスク低減措置の検討を行っていますか。	いいえ
5⑦優先順位の高いリスクに対する低減措置を採用するようにしていますか。 ※優先順位: i よりリスクが低い代替物への変更 > ii 工学的措置(密閉化等の設備の対策) > iii 管理的措置(作業手順の見直し、作業者への教育等) > iv 個人用保護具	いいえ
5⑧化学物質等のリスクアセスメント等の結果に基づき実施する健康診断等の要否について、労働者の意見を聴取した上で判断していますか【必須】	いいえ
5⑨化学物質等のリスクアセスメント等の結果に基づく措置、労働者のばく露状況、関係労働者の意見聴取状況について記録を作成し、3年保存していますか【必須】	いいえ
5⑩ SDSとリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか【必須】	いいえ
5⑪リスクアセスメント対象物のうち、がん原性物質を製造又は取り扱っている場合、労働者の氏名や作業記録、ばく露状況等を作成し、30年保存していますか【必須】	いいえ
6皮膚等障害化学物質を取り扱う場合、不浸透性の保護具を着用させていますか【必須】	はい
7リスクアセスメント対象物を小分けにして保管する際は当該物の名称と人体に及ぼす作用について、容器等に表示する等により、当該物を取り扱う者に明示していますか【必須】	はい
8リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う設備に係る改造、修理、清掃等(当該設備を分解する作業又は当該設備の内部に立ち入る作業に限る)の注文がある場合に、当該注文の請負人に対し、当該リスクアセスメント対象物の有害性等の情報を文書交付等により通知していますか【必須】	はい
9労働者の雇入れ時に化学物質の危険有害性に関する事項等を教育していますか【必須】	はい
画面印刷後に送信ボタンを押してください → [画面印刷] (送信ボタンの表示に時間がかかることがあります)	
職場のあんぜんサイト https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm ケミガボ https://cheminfo.johas.go.jp/trv.html	

◀戻る 送信

化学物質の取扱等に関する自主点検

画面印刷後に送信ボタンを押してください → **画面印刷**
(送信ボタンの表示に時間がかかることがあります)

職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>

ケミサポ

<https://cheminfo.johas.go.jp/try.html>

◀戻る 送信



化学物質等のリスクアセスメント等の 実施に関する自主点検表

入力内容は送信されました。
回答にご協力いただきありがとうございました。



化学物質の取扱等に関する自主点検

リスクアセスメント対象物（化学物質）の取扱と管理は事業場による自主管理とされています。

岩手労働局ホームページから点検し、不足している事項は改善していきましょう。

自主点検は

[https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-
roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/tenken.html](https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/tenken.html)

で公開しています。



2月は

化学物質管理強調月間

です。

<目的>

職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図る

職場の化学物質管理総合サイト「ケミサポ」

<https://cheminfo.johas.go.jp/>



資料

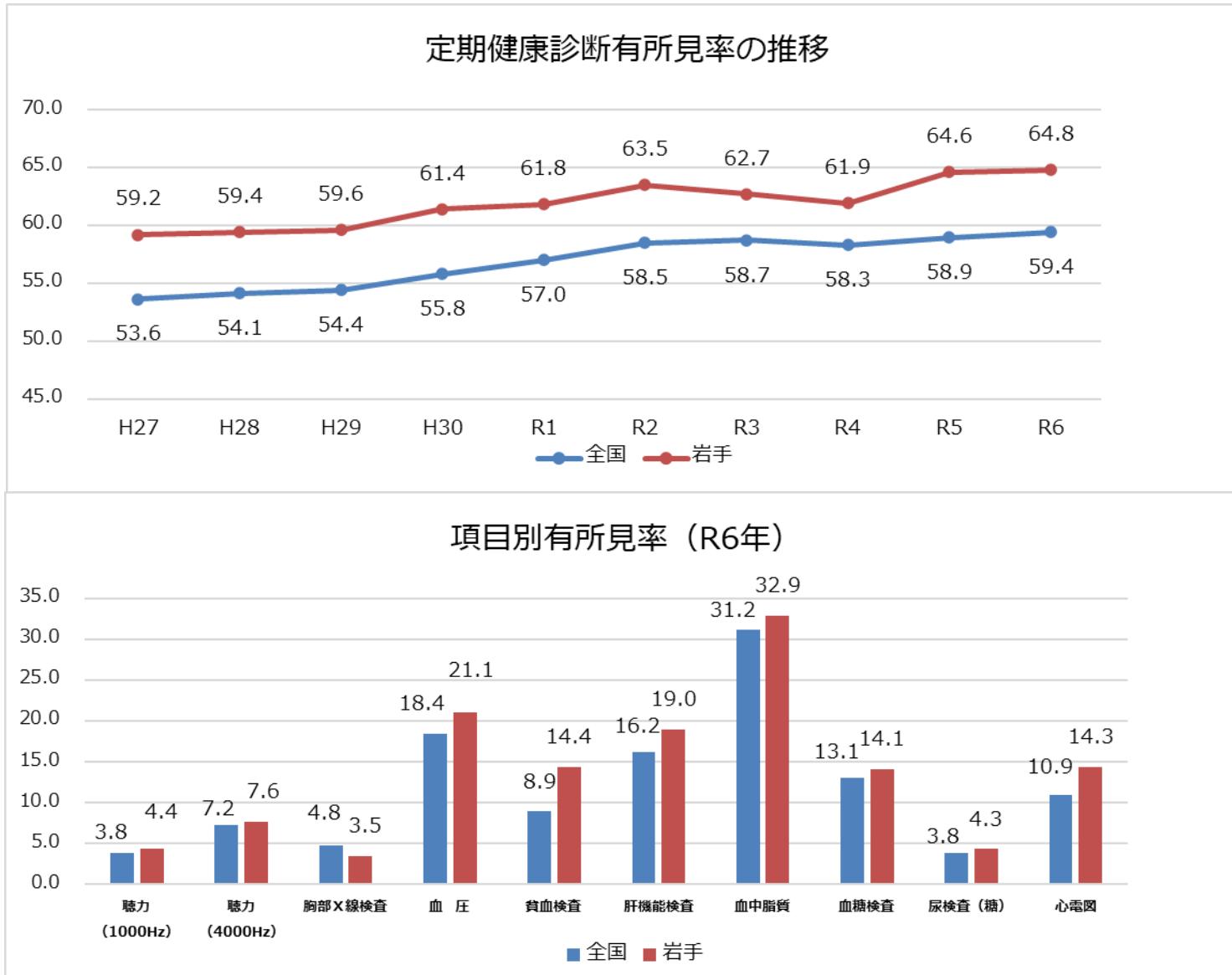
岩手県内の健康診断結果

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

岩手県内の健康診断の有所見率

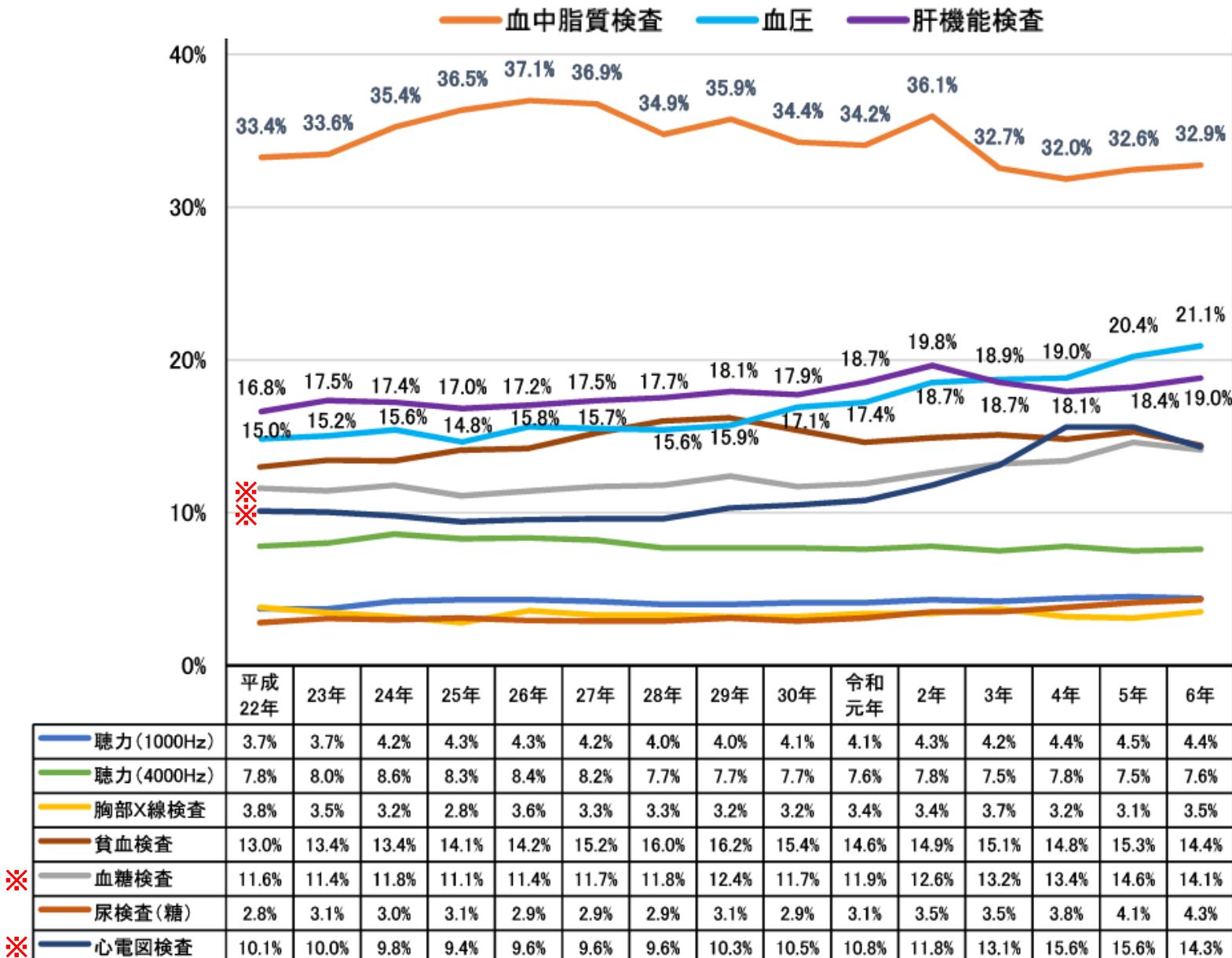


(注)労働者数 50人以上の規模の事業場が提出する定期健康診断結果報告書による。

(「令和6年における岩手の安全衛生」から

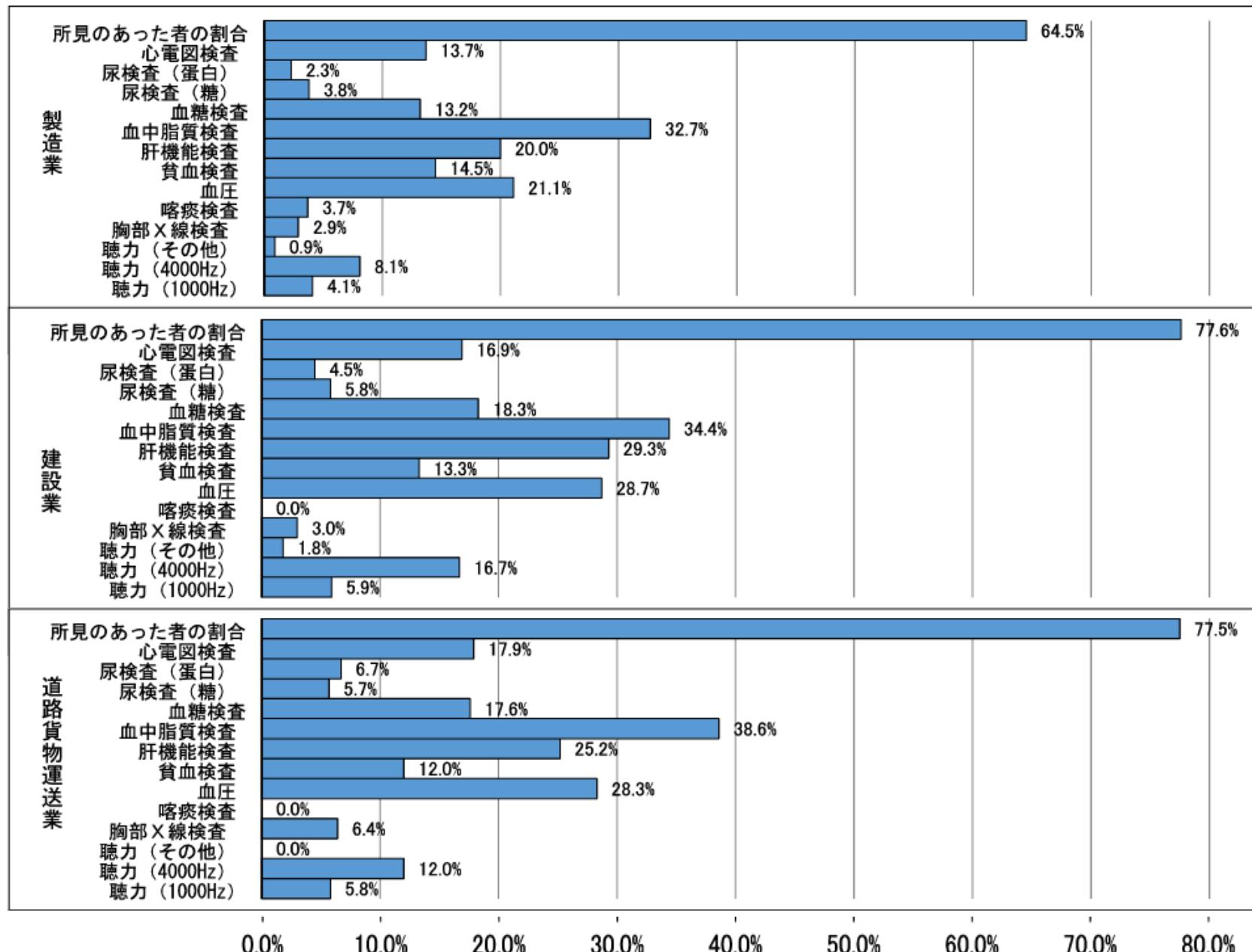
https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/toukei-kenan.html#T2)

岩手県内の健康診断の有所見率



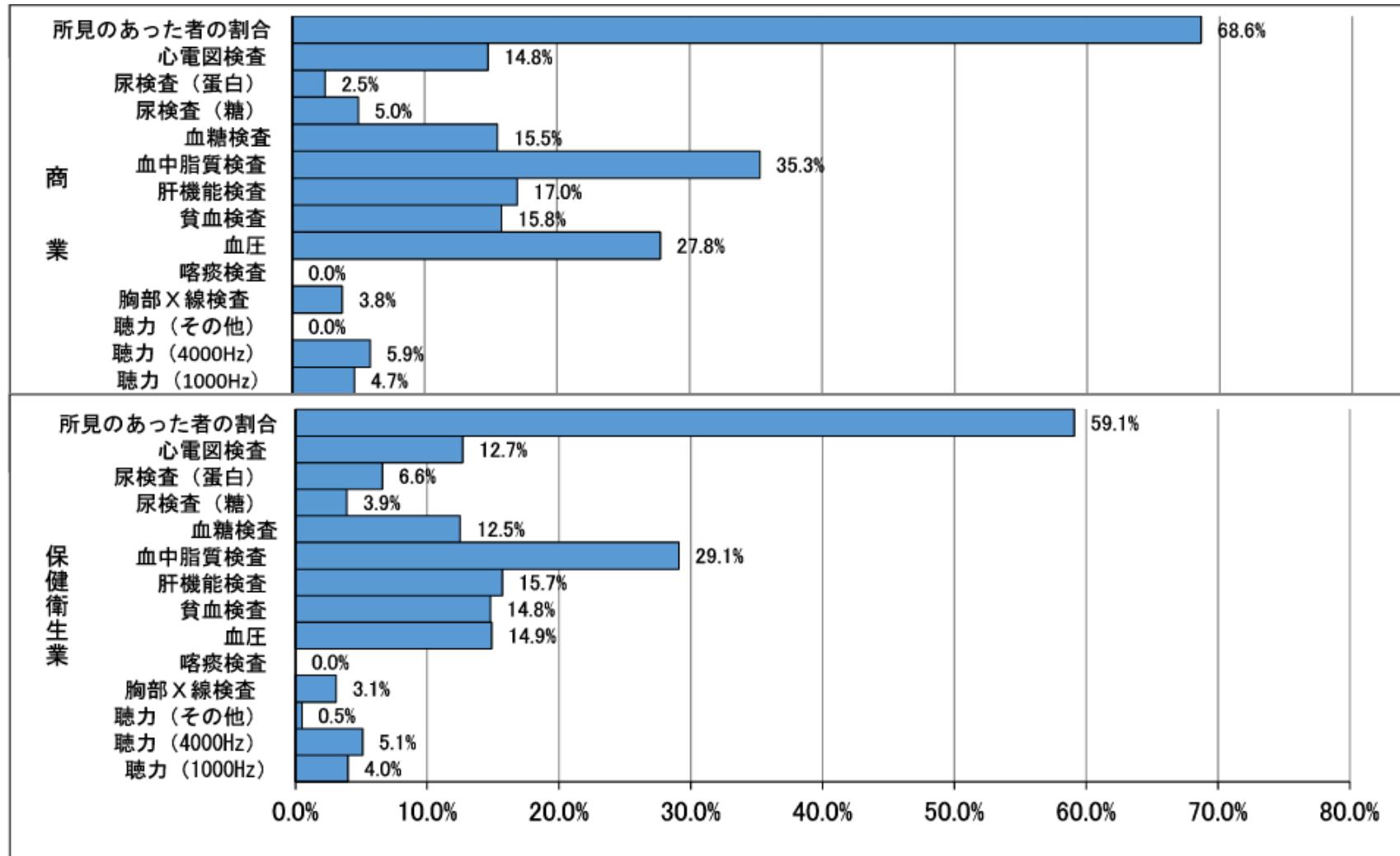
(注)労働者数50人以上の規模の事業場が提出する定期健康診断結果報告書による。

岩手県内の健康診断の有所見率



(注)労働者数 50 人以上の規模の事業場が提出する定期健康診断結果報告書による。

岩手県内の健康診断の有所見率



(注)労働者数 50人以上の規模の事業場が提出する定期健康診断結果報告書による。

資料

岩手県内の熱中症の発生状況

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

岩手県内における熱中症の発生状況(H29-R6)

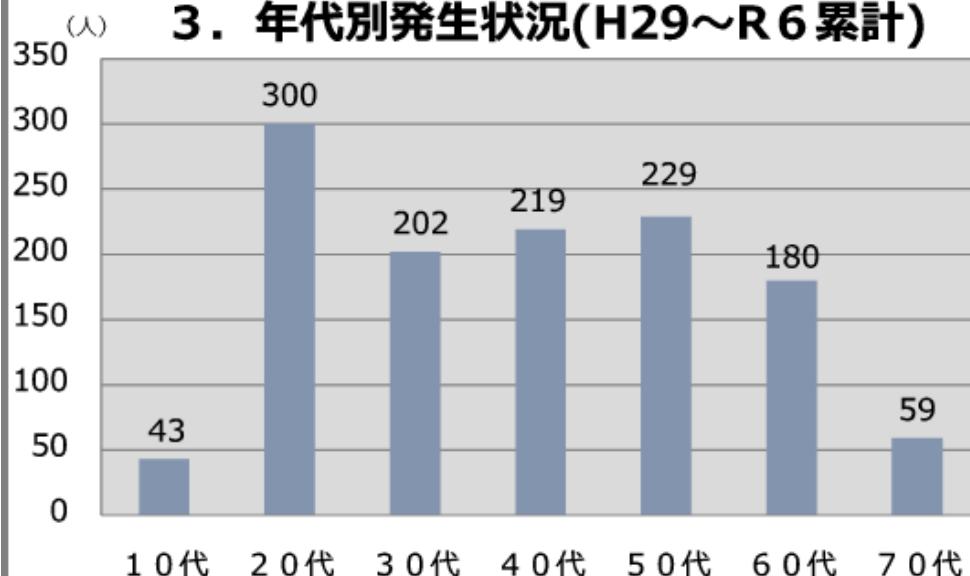
1. 年別発生状況



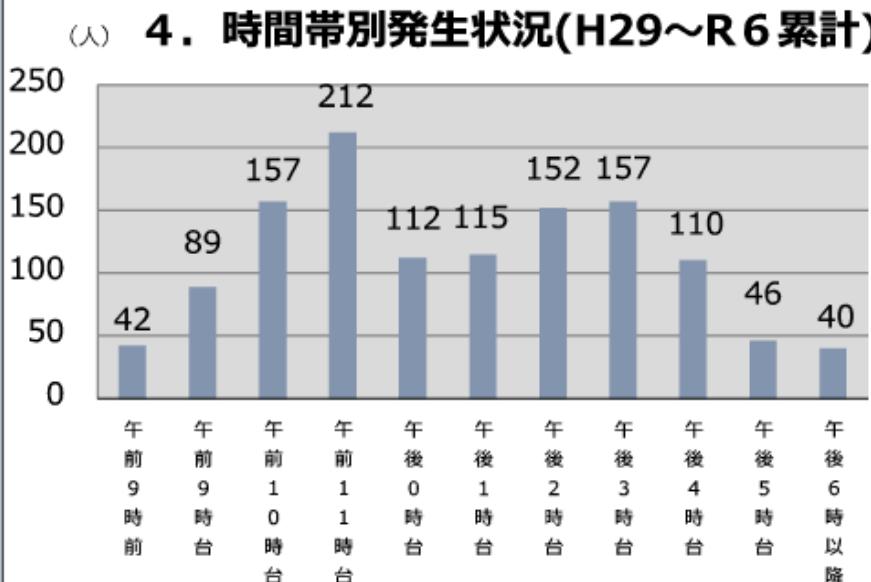
2. 月別発生状況(H29～R6累計)



3. 年代別発生状況(H29～R6累計)

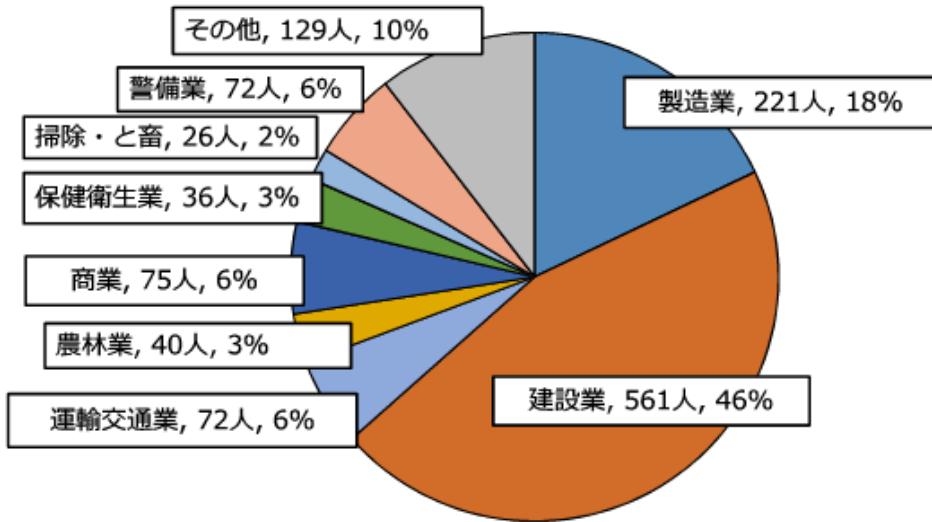


4. 時間帯別発生状況(H29～R6累計)

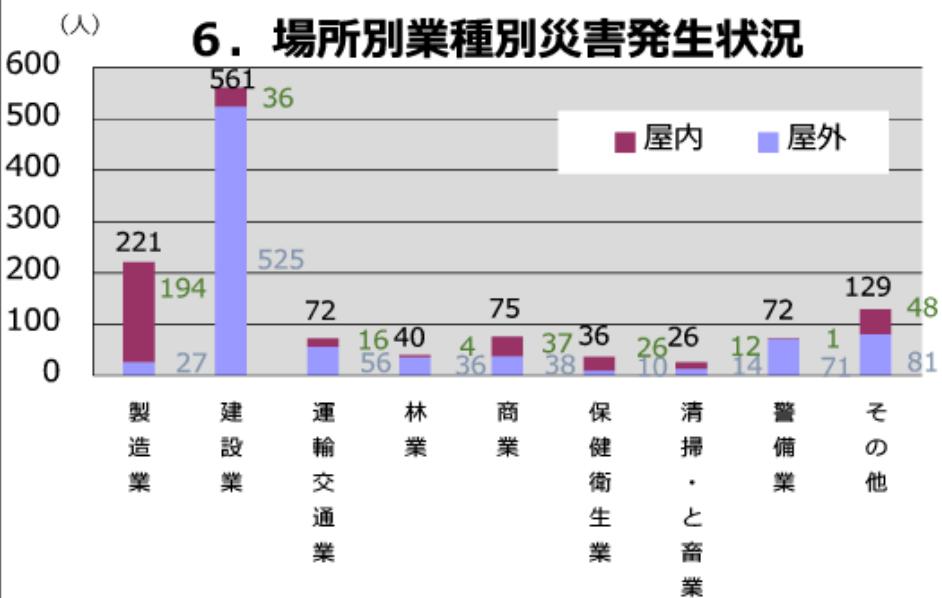


岩手県内における熱中症の発生状況(H29-R6)

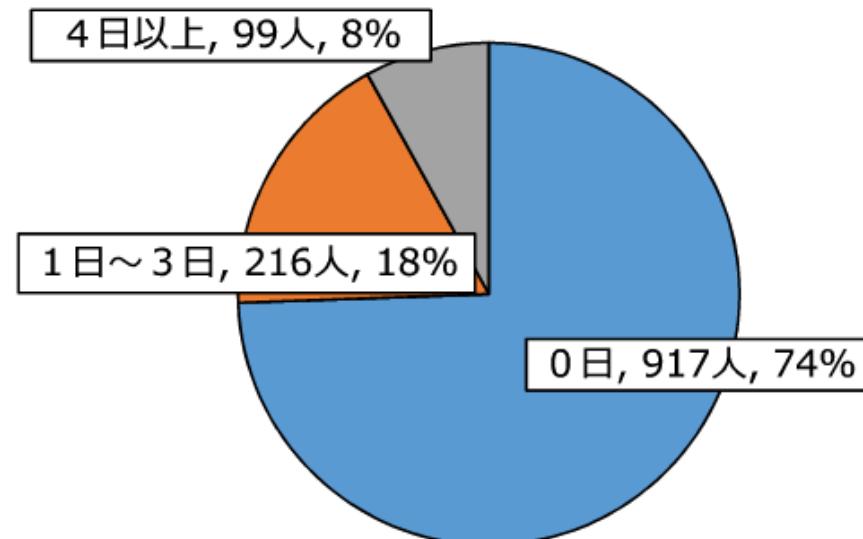
5. 業種別発生状況



6. 場所別業種別災害発生状況



7. 休業日数等



8. その他の業種の内訳

